始 末 書 (顛末書)

		令和	年	月	日
大 阪 府 知 事富田林市農業委員会会長 様					
	住 所				
	氏 名				<u>ED</u>

物件の表示

所	在	地	番	登記地目	面積(m³)
富田林市					

平成・昭和 年 月 日より_____に転用し今日に至ります。

遅延理由(具体的に経過・理由を下記に記入してください)

誓 約 書

令和 年 月 日

	住	所	
譲受人 (被設定人)			
	氏	名	(FI)

物件の表示

所 在	地番	登記		面積(m²)		
	114	기반	THT	地目	現況	四位(III)
富田林市						

上記の物件につき、今般農地法第3条の規定による許可申請するに当たり、 下記事項を厳守することを誓約いたします。

記

- 1. 許可後は、別紙農業経営計画書に基づき農業に精励し耕作放棄、無断転用及び他へ賃貸はいたしません。
- 2. 許可後は、地区農業団体に対し、水利並びに維持費の負担を行います。
- 3. 許可後3ヶ年以内は、転用し及び他に譲渡し又権利を設定することはいたしません。ただし、土地収用法による買収、公共用地の転用は除く。
- 4. 農地法及び、その他法規に反する行為により農業委員会より注意を受けた場合は、その指示に従います。